

令和8年第1回定例会
土木企業立地推進委員会資料
(令和7年度関係)

1. 令和7年度企業局主要事業実施状況 … 2
2. 独占禁止法違反に係る活性炭販売業者への
損害賠償請求訴訟の経過報告 … 9
3. 企業局における水道事業広域化の検討状況について … 10

令和8年3月13日

企業局

令和7年度 企業局主要事業実施状況

<給水実績>

○水道用水供給事業

- ・給水対象市町村：36市町村
- ・年間給水量（見込）：1億4,603万 m^3 （対前年度比 83万 m^3 [0.6%] 増加）

○工業用水道事業

- ・給水契約先：248事業所（給水区域：22市町村）
- ・年間給水量（見込）：3億3,107万 m^3 （対前年度比 55万 m^3 [0.2%] 増加）

1. 「茨城県水道ビジョン」に基づく広域連携の推進

「茨城県水道ビジョン」に基づく水道事業の広域化（経営の一体化）の推進

①水道事業の広域化に向けた基本協定の締結

令和6年度時点で経営の一体化への参画について検討中であった市町村等と調整を進め、令和8年2月5日に7事業体（下妻市、常総市、鹿嶋市、潮来市、坂東市、かすみがうら市、湖北水道企業団）と基本協定を締結し、計28事業体（給水人口約110万人）と令和10年の経営の一体化を目指すこととなった。

②水道事業の広域化に係る経営の一体化に向けた検討調整

経営の一体化に向けて調整が必要な350超の項目のうち、約180の重点取組事項（資産継承、組織体制、危機管理体制、営業窓口、投資・財政計画、給水装置、施設運転管理等）について、アンケート調査やヒアリングを行い、課題を整理し、水道法に基づく法定協議会（茨城県広域的連携等推進協議会）の下に設置した作業部会を計6回開催し検討を重ねた。

令和8年2月27日には、法定協議会を開催し、重点取組事項として内容を取りまとめた決定事項や、今後の調整の方向・スケジュール、統合に必要な経費と費用負担などについて協議を行い、全会一致で合意を得て決定した。

2. DX推進計画によるデジタル技術の活用と新技術の導入

（1）水道事業の広域化を見据えた施設管理の効率化及び水道インフラの長寿命化に向けたデジタル化の積極的な推進

①ドローンを活用した水道施設点検の推進（R7年度～）

点検が困難な水道施設の水中部分について、令和7年度に水中ドローンを活用し、堆積物の状況把握等の試行調査を実施した。その結果を踏まえ、有効性の検証および課題の整理を行い、今後は水道施設の劣化状況の把握に向けた検討を進めていく。

②浄水場におけるA I を活用した自動運転及び集中監視の推進（R5 年度～）

（株）日立製作所との共同研究を行い、薬品注入量や各配水場への送水量をA Iにより自動設定することを目指した技術開発を実施した。今後、試験運用による自動設定の検証及び更なるデータ蓄積を進める。

③工業用水スマートメーターの広域的な導入（R6 年度～R8 年度）

工業用水における検針業務の削減、受水量データ収集の迅速化を図るため、令和5年度までに鹿島工業用水道事業の事業に対してスマートメーターを導入した。令和7年度から、全ての工業用水道事業の企業にスマートメーターの導入を図るため、那珂川・県南西広域・県央広域工業用水道事業で導入を進めており、令和8年度末までに完了する見込み。

④施設更新周期の最適化に向けたA Iによるポンプ等の機器状態診断の活用（R3 年度～）

機器の劣化状態をA Iにより数値化し、機器の更新や修繕周期の最適化に向け、ポンプ等の運転状態を監視するセンサーを導入し、基礎データの収集を行うとともに劣化診断を試行している。

⑤中央監視設備遠隔監視システムを活用した危機管理体制の強化（R4 年度～）

大規模災害の発生時などに、浄水場の運転状況を外部から確認することを可能とするため、中央監視画面を遠隔監視できるシステムを構築し、令和4年度から運用している。

⑥A Iを活用した管路老朽度診断結果に基づく管路更新周期の適正化

A Iを活用した管路老朽度診断結果を踏まえ、管路の耐用年数の見直しを行い、管路更新周期の適正化を図った。これにより、今後の更新に要する事業費の平準化が見込まれ、中長期的な局の経営安定化が期待できることとなった。

（2）霞ヶ浦浄水場への新たな浄水処理施設の整備

浄水処理の効率化・経費縮減のため、令和8年度の完成に向け、高速砂ろ過池の工事を進めた。

事業期間	令和5年度～令和8年度 [高速砂ろ過池の整備]
全体事業費	7,200 百万円（うちR7：2,879 百万円）
R7 年度実績	高速砂ろ過池築造工事、建築工事、電気・機械設備工事
進捗状況	55%

3. 水道用水供給事業の経営基盤の強化

(1) 県南西広域水道用水供給事業の統合による施設等の整備

令和2年4月に統合した県南西広域水道用水供給事業において、旧県西広域の新たな水需要に対応し、水量に余裕がある旧県南広域から水融通を行うため、送水管路の整備やポンプ場の整備を進めた。

事業期間	令和3年度～令和10年度
全体事業費	15,780百万円（うちR7：6,395百万円）
R7年度実績	送水管布設工事1.6km、増圧ポンプ場工事
進捗状況	90%

(2) 水道への加入促進による県水の利用促進

水道加入促進の取組を実施する市町村等に対し、増加した使用水量見合いの使用料金の2分の1を減免した。

事業開始	平成22年4月
減免対象	26市町村2企業団
事業実績	事業開始から令和7年9月までの適用件数 104,923件 ※推定給水人口263,828人の増加
事業効果	水道普及率 2.9%増加 [H21：92.3% → R5：95.2%] ※対象市町村等：0.1%減少、その他市町村：0.1%増加

(3) 安定的・効率的な浄水場の運転管理体制の確立

各浄水場の運転管理業務を公益財団法人茨城県開発公社へ委託し、安定的な運転管理体制を確保した。

委託期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年間）
契約額	1,262百万円

(4) 水道普及啓発活動及び広報の充実

①教育現場や各種イベント等を通じた水道普及啓発活動の実施

個人や団体による浄水場見学の受入れを実施し、計8,037人見学者を受け入れた（2月末時点）。

また、公益財団法人茨城県開発公社や民間企業へ委託し、水道教室の開催やイベント等への出展を実施し、浄水実験やグッズ配布等を通して水道事業に係る啓発を行った。

委託期間	令和7年6月9日～令和8年3月31日
委託先	公益財団法人茨城県開発公社
契約額	3百万円 ※市町村水道事業担当者研修会の開催を含む
事業実績	親子水道教室（実験対応）：1回（参加者40名） 水道出前教室：5校（参加児童91名） 産業祭等への出展（実験対応）：3日間

委託期間	令和7年6月20日～令和8年3月31日
委託先	株式会社五光
契約額	6百万円
事業実績	親子水道教室の企画・運営：1回（参加者40名） 産業祭等への出展に係る企画・運営：3日間 パンフレットの作成：10,000部

②企業局ホームページ等による情報発信

企業局の安全・安心な水をPRするため、局ホームページにおいて、水質検査結果等の情報発信、新聞5紙に水道事業に関する記事及び広告の掲載等を実施した（2月末時点）。

ホームページアクセス数	月平均19,604回（暫定）[4月～2月] ※R6（月平均）：23,268回[4月～3月]
-------------	--

4. 安定的に工業用水を供給できる事業環境の整備

（1）安定的・効率的な浄水場の運転管理体制の確立

①公益財団法人茨城県開発公社への運転管理業務委託

各浄水場（那珂川浄水場を除く）の運転管理業務を公益財団法人茨城県開発公社へ委託し、安定的な運転管理体制を確保した。

委託期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年間）
契約額	619百万円

②那珂川浄水場の運転管理業務・保全業務の一体的民間委託（R6年度～R10年度）

那珂川浄水場の運転管理業務・保全業務を民間事業者へ委託し、効率的な運転管理体制を確保した。

委託期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
委託先	日立・昱特定共同企業体
契約額	908百万円[5年総額]（うちR7：182百万円）

（2）新規受水企業等を対象とした優遇制度の推進

①工業用水料金の優遇

鹿島第1・2期工業用水道事業における工業用水料金の優遇制度の適用により、契約水量の増を図った。

適用企業数	1社
契約水量	3,305 m ³ /日
工業用水料金の軽減額	11百万円

②配水管等整備費の優遇

県南西広域工業用水道事業における配水管等整備費の優遇措置の適用により、契約水量の増を図った。

適用企業数	1社
契約水量	100 m ³ /日
配水管等整備費の軽減額	5百万円

5. 大規模災害に備えた危機管理対策の強化

(1) 管路の耐震化の推進

東日本大震災による被害状況を踏まえて策定した「管路更新事業化計画」に基づき、地盤の液状化の危険度が高い区間から優先的に耐震化を進めた。

事業期間	平成24年度～令和9年度
全体事業費	64,145百万円（うちR7：6,325百万円）
対象管路	235.4km（上水114.5km、工水120.9km）
R7年度実績	10.7km（上水3.2km、工水7.5km）
更新済管路	204.1km（上水103.5km、工水100.6km）
進捗状況	87%

(2) 老朽化施設の計画的な改築及び設備更新

水海道浄水場の施設更新に先立ち、更新に係るバックアップ施設として、沈殿池築造工事、電気機械設備工事を進めた。

(3) 停電対策の強化

水戸取水場において自家発電設備工事を進めるとともに、板戸井・小山取水場及び木原取水場への自家発電設備の導入に向けて設計を実施した。

(4) 災害対策訓練の充実

①水道事務所等における情報伝達等訓練の実施

災害時や緊急時にも安全で安心な水を安定して供給し続けるため、各浄水場において受水団体や災害協定締結事業者等との情報伝達系統の確認を行った。

②大規模災害に備えた他部局との合同での災害対策訓練の実施

令和7年5月20日、防災・危機管理部、保健医療部、福祉部、土木部と合同で、大雨により河川の氾濫、土砂災害等に加え地震が発生したというシナリオに基づいて訓練を実施した。訓練では、初動対応体制や連絡方法等を確認するとともに、停電対応、応援給水、取水支障物除去、水質事故対応等について、実働訓練を実施した。

(5) 大規模災害時における広域連携の強化

公益社団法人日本水道協会関東地方支部が主催する大規模災害による広域断水の発生を想定した情報連絡訓練に参加し、大規模災害発生時の情報連絡体制や同協会への応援給水要請の流れを確認した。

6. 新たな工業団地の整備等による地域振興

(1) 圏央道沿線地域における新たな工業団地の整備

① フロンティアパーク坂東の造成工事等

坂東山地区土地造成事業（フロンティアパーク坂東）については、公益財団法人茨城県開発公社への業務委託により、造成工事等を進めた。

事業期間	令和4年度～令和10年度
全体事業費	18,026百万円（うちR6繰越+R7：8,822百万円）
R7年度実績	用地取得率98.8%（面積ベース、令和8年2月末現在） 調整池工事、雨水管布設工事等を実施 区画⑦について東京インキ株式会社と土地売買契約を締結

<立地決定の概要>

区画	企業名	分譲面積	分譲価格	契約日
区画⑦	東京インキ（株）	4.1ha	1,302百万円	R7.12.26

② 阿見東部土地造成事業に係るリース企業への分譲推進等

リース（事業用借地権）契約により立地していた企業について、分譲へ切り替え。

<リースから分譲への切り替え>

企業名	事業内容	分譲面積	分譲価格	契約日	分譲切替日
(株)鈴与カーゴネット	一般貨物運送	0.9ha	246百万円	R7.3.24	R7.4.1
トキワ精機(株)	金属製品の製造	0.9ha	253百万円	R8.3月内	R8.3月内

(2) ひたちなか地区における工業団地の整備

ひたちなか地区土地造成事業については、公益財団法人茨城県開発公社への業務委託により区画道路の実施設計、区画道路や宅盤の造成工事等を進め、一部区画について分譲を開始した。

【第1期拡張地区】

事業期間	令和5年度～令和8年度
全体事業費	6,635百万円（うちR6繰越+R7：1,757百万円）
R7年度実績	区画道路の実施設計 道路改良舗装工事・上下水道工事・宅盤造成工事等を実施 分譲開始 7区画のうち6区画について、4社と土地売買契約を締結

<立地決定の概要（第1期拡張地区）>

区 画	企 業 名	分譲面積	分譲価格	契約日
区画①	JX 金属（株）	9.4ha	2,822 百万円	R7.10.20
区画③、④	（株）高木製作所	2.9ha	885 百万円	R7.11.27
区画⑤、⑥	コロナ電気（株）	2.3ha	696 百万円	R7.11.27
区画⑦	水戸精工（株）	1.2ha	380 百万円	R7.11.27

【第2期拡張地区】

事 業 期 間	令和5年度～令和8年度
全体事業費	10,297 百万円（うちR6 繰越+R7：5,045 百万円）
R7 年度実績	道路改良舗装・上下水道工事、伐木・造成工事等を実施 危険物調査

（3）市町村等と連携した工業団地の立地企業に対するフォローアップ

阿見東部工業団地、江戸崎工業団地、つくば明野北部工業団地の立地企業に対し雇用状況調査を実施し、雇用状況の把握に努めるとともに、立地企業からの植生や土地の利活用についての要望等に対し、関係機関への働きかけや調整を行うなど、企業が活動しやすい事業環境の整備に努めた。

項 目	独占禁止法違反に係る活性炭販売業者への損害賠償請求訴訟の経過報告
-----	----------------------------------

1 損害賠償請求及び訴訟の概要

- ・2019（令和元）年11月22日、公正取引委員会において、地方公共団体が浄水場等で水質を浄化するために使用する活性炭の販売業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令が行われた。
- ・企業局では、本結果を踏まえ、活性炭販売業者に対し2021（令和3）年3月10日付けで損害賠償請求及び2021（令和3）年4月15日付けで督促を行い納付がなかったことから、次のとおり損害賠償請求訴訟を提起している。

- (1) 訴訟提起日等 2021（令和3）年11月24日 水戸地方裁判所 9件
- (2) 訴訟の相手方 本町化学工業株式会社 外9名
- (3) 請求額 2,498,029,770円

2 訴訟の進行状況

- (1) 第一審 判決 9件
- ・2025（令和7）年9月25日までに相手方10名へ2,049,575,392円の支払いを命じる判決。
 - ・全9件ともに、各々の訴訟に応じて原告または被告が東京高等裁判所へ控訴。
- (2) 第二審 判決 7件
- ・原告被告双方が追加的に書面による主張を実施し、争点及び証拠整理等の審議。
 - ・うち7件について、2026（令和8）年1月28日までに相手方8名へ1,111,353,340円の支払いを命じる判決があり、2月14日までにいずれも確定。

浄水場	被 告		請求額(円)	第一審判決日	第一審判決認容額(円)	控訴者	第二審判決日	第二審判決認容額(円)	判決確定日
阿見	本町化学工業(株)	(株)エーシーケミカル	397,075,629	4/11	227,740,172	双方	1/15	397,075,629	2/3
鹿島	本町化学工業(株)	セラケム(株)	268,106,896	4/11	59,952,600	双方	12/10	107,346,922	12/27
関城	本町化学工業(株)	大阪ガスケミカル(株)	404,162,073	4/11	404,162,073	被告	11/27	404,162,073	12/16
水海道	本町化学工業(株)	(株)クレ	1,204,520	4/11	棄却	県	11/27	棄却	12/16
涸沼川	本町化学工業(株)	フタムラ化学(株)	102,194,063	4/11	92,567,377	双方	10/9	92,567,377	10/29
新治	本町化学工業(株)	大阪ガスケミカル(株)	93,184,317	5/22	93,184,317	被告	1/15	93,184,317	2/3
企業局	本町化学工業(株)	朝日河過材(株)	17,017,022	6/12	17,017,022	被告	1/28	17,017,022	2/14
霞ヶ浦	本町化学工業(株)	セラケム(株)	857,039,590	7/31	796,906,171	双方	3/26	—	—
鱒川	本町化学工業(株)	(株)エーシーケミカル	358,045,660	9/25	358,045,660	被告	(未定)	—	—
		幸商事(株)							
計			2,498,029,770		2,049,575,392			1,111,353,340	

項 目	企業局における水道事業の広域化の検討状況について
-----	--------------------------

1 現況

急速な人口減少が進む中、市町村や当局などの水道事業体が将来にわたり安全で良質な水を安定的かつ効率的に供給し、水道事業の経営健全化を図ることを目的として、水道事業の経営統合や共同発注等の広域連携に関して、政策企画部を中心に市町村等と検討を進めてきたところ。

令和7年2月26日に、県企業局を統合先とする経営統合を進める方針に合意した21市町村と基本協定を締結し、同日付けで水道法に定める法定協議会（会長：知事、副会長：県企業局長、委員：構成市町村長）を設置。

さらに、令和8年2月5日には、新たに7つの市・企業団と基本協定を締結し、今後は企業局と28市町村等で経営統合に向けた協議を進める。

（参考1）経営統合の意向状況（R7.2月末時点）

区分	市町村等名
令和7年度 基本協定締結 (7事業体)	下妻市、常総市、鹿嶋市、潮来市、坂東市、かすみがうら市、 湖北水道企業団
令和6年度 基本協定締結 (21事業体)	古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、 行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、 大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、栃木県野木町※
単独経営継続 (15事業体)	水戸市、日立市、土浦市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、つくば市、 ひたちなか市、守谷市、那珂市、神栖市、東海村、五霞町、境町、 茨城県南水道企業団

※野木町は、現状、古河市と浄水場を共同で設置。県境をまたいだ越境での統合は全国初

（参考2）基本協定の概要

知事、県企業局長及び28市町村等の首長が、経営統合の実現に向けた基本的な方向性について定めた基本協定を締結。

項目	概要
経営統合の目的	本県水道事業の経営健全化及び基盤の強化
経営統合の対象	水道事業（簡易水道事業を除く）及び水道用水供給事業
経営統合の時期	協定締結後3年程度以内
経営統合の方法	事業ごとに区分経理（当面料金統一はしない。）
経営統合の主体	県企業局（事業経営・執行を県企業局が行う。）
運営体制	経営統合時は市町村からの自治法派遣等
資産等	水道事業の用に供する資産・負債・資本は企業局が継承
投資・財政計画の策定・公表	市町村等は経営統合までに投資・財政計画を策定・公表
法定協議会	経営統合に向けた検討を行うため、県知事及び市町村長等を構成員として設置

（参考3）広域連携による概算効果額（統合28団体の2070年度までの概算効果額：約1,793億円以上※）

項目	内容	効果額
建設改良費 (政策企画部試算)	水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、将来、小規模浄水場の更新に必要で合ったコスト等を削減	約791億円
維持管理費 (政策企画部試算)	水道施設の最適化（浄水場の統廃合）により、浄水場の維持管理費に係る人件費・動力費等のコストを削減	約198億円
国交付金の活用 (政策企画部試算)	経営の一体化により新たに活用が可能となる国交付金による財源確保（県企業局298億円、市町村244億円）	約654億円
組織の集約化による人件費の削減 (企業局試算)	将来、事務所を統合し、必要人員が減少することによる人件費の減	約126億円
AI活用による電力削減 (企業局試算)	AIを活用し、夜間電力を最大限活用することによる電気代減	約24億円
計		約1,793億円

2 今後の予定について

経営統合に向けて、350 超の項目を調整していく必要があることから、水道法に基づいて設置した法定協議会及び作業部会において、各市町村へのアンケート調査、ヒアリングを行い、課題を洗い出した上で、経営統合に向けた詳細な諸条件の調整を進め、方針を決定していく。

(参考4) 経営統合に向けたスケジュール(案)について

年度	R8	R9	R10以降
スケジュール(案)			
取組内容等	<ul style="list-style-type: none"> 経営の基本的な方針策定に向けて、作業部会において詳細調整 県企業局、各市町村において経営統合に向けた準備作業実施 	<ul style="list-style-type: none"> 経営の基本的な方針策定 茨城県企業局経営戦略策定 県企業局、各市町村において、議会報告などの必要手続き実施 	<ul style="list-style-type: none"> 企業局による市町村末端給水事業の着実な経営

(参考5) 法定協議会における経営の一体化に係る調整事項

(1) 各市町村アンケート、ヒアリング等について

経営統合のメリットを最大限活かしつつ、住民サービスの低下が生じないように、市町村ごとに異なる水道事業の運営に係るルール等の統一を図るため、市町村水道事業の現況をアンケート、ヒアリングにより詳細に調査している。

区分	調査項目	主な課題
第1回アンケート (5/1~21) ヒアリング (5/30~6/24)	136問 <ul style="list-style-type: none"> 営業窓口業務 減免制度 水道料金システム 滞納整理 給水装置(管理区分、工事事業者指定、申請窓口) 入札・契約・執行管理・検査 水道メーター管理 危機管理体制 	<ul style="list-style-type: none"> 営業窓口の存続 漏水時の減免対応 給水装置の所有と管理 入札・検査体制等の整備 災害時の対応
第2回アンケート (6/20~7/4) ヒアリング (7/10~9/10)	74問 <ul style="list-style-type: none"> 広報広聴 固定資産台帳、水道事業の用に供さない資産の保有状況 借地、占用許可状況 予算・決算、消費税 ネットワーク 	<ul style="list-style-type: none"> 台帳と資産の突合 予算科目、勘定科目の整理 県行政情報ネットワークの整備
第3回アンケート (10/1~20) ヒアリング (11/17~12/9)	120問 <ul style="list-style-type: none"> 水道施設運転管理、薬品 事故対応 水質検査 入札契約 設計積算 給水窓口 給水停止、滞納整理 収納取扱金融機関、納付方法 既設管撤去の取り扱い 	<ul style="list-style-type: none"> 水道技術管理者や電気主任技術者など有資格者の確保・配置 浄水場等の運転管理体制、巡視・点検体制の態様、程度の差異 水質検査項目、水質検査体制、程度の差異 工事の設計・積算体制、程度の差異
第4回アンケート (12/9~1/9) ヒアリング (1/27~2/20)	56問 <ul style="list-style-type: none"> 資金運用 支出・収入業務 監査 経理(固定資産、棚卸資産、消費税等) 予算・決算 	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産計上基準 棚卸資産の取扱い 予算科目、勘定科目の整理

(2) 法定協議会で決定済みの重要事項等

アンケート、ヒアリングで抽出した課題について、特に重要な項目については、作業部会において各市町村と意見の集約を図り、調整が完了した項目から決定事項として、2/27の法定協議会で承認を得た。

部会	検討項目例	決定済み重要事項、調整中の重要事項 (●：決定済み ○：調整中)
総務	A:資産の継承、予算・決算、会計システム、経理業務 B:例規制定・改廃、文書・公印管理等、法制文書 C:情報セキュリティ・ネットワーク、庁舎・公用車管理等 D:福利厚生等	A:●水道事業の用に供する資産で固定資産台帳に記載のある資産については、原則全て県（企業局）が継承。 ●水道事業の用に供していない資産は、企業局は原則引き継がない。 ●経営統合後は、借地権等の権利義務を県が継承。 ●財務会計システムは、県企業局のシステムに統一。 ○台帳と現物の実地調査や、借地、占用許可等について調査を行い、経営統合までに市町村において整理。 ○県の予算科目及び勘定科目への統一や予算編成方法及び決算調製方法の基本方針について整理 B:●文書管理・決裁、グループウェアなどの総務系システムは県システムを利用、料金などの業務系システムは、財務会計システムを除き、当面統合しない。 C:●統合前までに県のネットワークを整備。 ●県情報セキュリティポリシーに基づく体制を構築。
企画	A:組織構成、事務分担、運営体制 B:市町村職員の派遣等 C:災害・事故発生時の対応 D:災害時・福祉等の料金減免制度 E:営業窓口の設置・運営、給水契約、検針業務、料金収納・滞納整理等 F:議会、中央要望等	A:●現在の市町村水道担当課を県企業局の出先機関（支所）に位置付け。詳細は今後調整。 ●湖北水道企業団は解散に向けて準備を進める。 ○統合後、事務所組織の集約化を具体的に検討を進める。 ○企業局プロパー職員採用の方向性を検討し、職員派遣の在り方の検討を進める。 B:●市町村職員は地方自治法に基づき県に派遣し、企業局の身分を併任。詳細は今後調整。 ●給与・服務等は、派遣元市町村の制度を適用。詳細は今後調整。 ●給料・手当は、派遣元市町村の制度を適用、支給者は各市町村。詳細は今後調整。 ●退職手当は派遣元市町村、退職手当引当金は市町村等から継承する末端給水事業会計で負担。詳細は今後調整。 ●地域の意見を聴取するため市町村長会議を設置。 ○派遣内容について、今後、協定を締結。 ○湖北水道企業団職員は県企業局職員として採用。詳細は今後調整 C:●災害時における現在の水道担当課の役割を経営の一体化後は市町村等水道事務所が担い、市町村等の災害対策本部の構成員となる。 ●発災時は、県水道事務所長を本部長とする「現地災害対策本部」を立ち上げ、副本部長に市町村等水道事務所長を充て、その下に班を設置。 ●災害時の施設復旧や応急給水に係る本局、各事務所、各市町村の役割分担を明確にし、迅速な対応が可能な体制を構築。 ●復旧資機材や、給水車、給水資機材など、災害事故発生時に、広域的に共同で使用できる体制を整備。 C:○経営の一体化を踏まえた危機管理マニュアルを整備。 D:●漏水時減免は、当面の間は、現行制度を維持。災害時減免は、災害の規模等により都度意思決定。 E:●現行の営業窓口体制は、当面は現状維持。中長期的には最適化を検討。 ●下水道使用料の請求は、県企業局が受託。

業務	<p>A:投資・財政計画 B:水道料金体系</p>	<p>A:●30年後の事業統合を見据え、経営水準向上・平準化を図るための投資・財政計画を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●投資計画については、アセマネ基準で更新した場合、過剰な投資、急激な料金値上げが懸念されることから、事業費縮減を図るため、企業局が一括してAI管路評価を実施。 ●市町村においては、当該評価で得られる危険度、管路の重要性(防災拠点や病院等の接続、基幹管路等)を踏まえ、管路の危険度、更新の緊急度の高い管路から早急に更新し危険度を効率的に大幅に低減させるなど、管路更新に優先順位付け。 ●大規模な漏水事故をゼロ、小規模な漏水件数を年10件未満にすることを目標。 ●財政計画については、原則として、料金回収率100%、累積欠損金ゼロ、企業債残高対給水収益500%以下を達成。 ●各水道事業会計について当該水道事業ごとに区分経理することから、各事業における管路・施設設備の整備・更新、運転維持管理に係る費用等については、用水供給事業会計又は各末端給水事業会計の各々で負担。
施設	<p>A:水道メーターなどの給水装置、工事事業者指定等 B:建設・工務 C:運転監視、取水施設、導水施設、浄水施設等の運転・保全 D:水質管理</p>	<p>A:●現行の給水装置の申込・設計審査等窓口は、当面は現状維持。中長期的には最適化を検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家屋建築時等に実施する給水装置工事の現指定事業者は、企業局から指定を受けたものとみなし、統合後に指定を受けた事業者は、経営統合対象市町村等の全ての給水区域での指定を受けたものとする。 ●指定事業者登録手数料について、経営統合後は統一。 <p>B:●入札条件は、当面の間、原則、市町村等の従前のルールにより実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市町村等水道事務所の入札契約業務、検査業務は、企業局で実施。詳細は今後検討。 <p>C:●水道施設の運転管理、維持管理等の体制について、当面は現状を維持。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水道技術管理者については、本局に用水供給事業と末端給水事業に各々設置。市町村等水道事務所には水道技術管理補助者を設置。 <p>D:●水質検査計画・検査体制については、当面は現状を維持。</p>

(参考6) これまでの検討経緯等 (水道事業に係る広域連携検討・調整会議の開催実績等)

(1) 令和7年度実績

経営統合への参画について検討をしていた12の市町村長等を4月から5月にかけて個別に訪問するとともに、投資・財政計画の基本となるアセットマネジメントに関する説明会を実施した。

さらに、経営統合に参画する28の市町村長等を1月から2月にかけて個別に訪問し、投資・財政計画策定に係る今後の進め方、経営統合時までに市町村等水道事業で負担する費用及び今年度作業部会で協議を行った内容について説明を行い、令和8年2月27日に開催した第2回法定協議会において承認された。

日時	概要
4.16～5.28	企業局長を筆頭に検討中の市町村長等を個別に訪問し、意見交換
4.25	アセットマネジメント計画の策定及び作業部会の進め方に関する説明会を実施

7. 15	第1回作業部会	総務・企画・施設の各部会の調整事項（資産の継承、予算・決算、組織・人員体制、営業窓口、危機管理体制、給水装置、建設・工務、施設維持管理、水質管理等）に係る協議
9. 30	第2回作業部会	企画・業務の各部会の調整事項（組織・人員体制、危機管理体制、投資・財政計画）に係る協議
10. 23	第3回作業部会	総務・施設の各部会の調整事項（資産の継承、例規の制定・改廃、情報基盤整備、給水装置、建設工事、施設維持管理、水質管理）に係る協議
11. 28	第4回作業部会	情報基盤整備
12. 23	第5回作業部会	総務部会の調整事項（資産の継承、予算・決算、経理、例規、文書管理、財務会計システム）に係る協議
2. 12	第6回作業部会	第2回法定協議会の内容に係る事前説明、総務・企画・施設の各部会の調整事項（ネットワーク整備、営業窓口、給水装置、建設工事、施設維持管理、水質管理）に係る協議
2. 27	第2回法定協議会	R7年度に作業部会で協議し協議会で決定する事項、今後のスケジュール、市町村等水道事業の費用負担

(2) 令和6年度実績

全体会を2回、地域部会を各圏域1回実施し、施設最適化や経営統合に係る基本的な枠組み、基本協定案等について検討を行った。

また、各市町村長や事務方の訪問、説明会を通じて、経営統合に係る諸課題、経営一体化に係る枠組み、ソフト面の効果、投資・財政計画、アセットマネジメント計画等について意見交換を実施した。

(3) 令和5年度実績

全体会を3回、地域部会を各圏域2回実施し、施設最適配置案や、経営統合に係る基本的な枠組み等について検討を行った。

(4) 投資・財政計画の基本的な考え方、策定スケジュール

項目	内容
計画策定の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県企業局が市町村の水道事業を継承する垂直統合であるため、<u>急速な人口減少が進む中、県として市町村から引き継ぐ末端給水事業の基盤強化、経営水準の向上を図ることが不可欠であること。</u> ・ <u>一部市町村からは、相対的に経営基盤が脆弱で課題のある市町村事業の経営改善を図り、経営水準の向上及び平準化を図るよう、要請等があることを踏まえ、県が策定する方針に基づく経営基盤の強化が必要</u>
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>30年後の事業統合（料金やサービスの一体化）を見据えて、県が策定する経営方針に基づき、必要に応じた料金改定等をしながら、各水道事業体の経営水準の向上・平準化及び経営基盤の強化を図る。</u> ➢ <u>今後の20年間</u>：各水道事業体の経営水準の向上を図り、<u>平準化</u>を目指す。 ➢ <u>次の10年間</u>：<u>事業統合（水道料金の統一）</u>を目指す。

<p>アセット マネジメント 計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に管理運営するための計画 施設や管路等、市町村ごとに異なる更新基準を統一。 <table border="1" data-bbox="475 235 1425 728"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>法定耐用年数</th> <th>更新基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管</td> <td>40年</td> <td> 土壌明瞭：既設管 43～100年 新設管 100年 土壌不明瞭：既設管 70～100年 新設管 100年 </td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン管</td> <td>40年</td> <td> 既設管 60年 新設管 100年(高密度溶着継手のみ採用) </td> </tr> <tr> <td>塩ビ管</td> <td>40年</td> <td> 既設管 40～60年 新設管 60年(RRロング継手のみ採用) </td> </tr> <tr> <td>鋼管</td> <td>40年</td> <td> 土壌明瞭：既設管 41～85年 新設管 85年(腐食対策有) 土壌不明瞭：既設管 40～85年 新設管 85年(腐食対策有) </td> </tr> <tr> <td>石綿セメント管</td> <td>40年</td> <td>優先して更新。新設不可。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	法定耐用年数	更新基準	ダクタイル鋳鉄管	40年	土壌明瞭：既設管 43～100年 新設管 100年 土壌不明瞭：既設管 70～100年 新設管 100年	ポリエチレン管	40年	既設管 60年 新設管 100年(高密度溶着継手のみ採用)	塩ビ管	40年	既設管 40～60年 新設管 60年(RRロング継手のみ採用)	鋼管	40年	土壌明瞭：既設管 41～85年 新設管 85年(腐食対策有) 土壌不明瞭：既設管 40～85年 新設管 85年(腐食対策有)	石綿セメント管	40年	優先して更新。新設不可。
区分	法定耐用年数	更新基準																	
ダクタイル鋳鉄管	40年	土壌明瞭：既設管 43～100年 新設管 100年 土壌不明瞭：既設管 70～100年 新設管 100年																	
ポリエチレン管	40年	既設管 60年 新設管 100年(高密度溶着継手のみ採用)																	
塩ビ管	40年	既設管 40～60年 新設管 60年(RRロング継手のみ採用)																	
鋼管	40年	土壌明瞭：既設管 41～85年 新設管 85年(腐食対策有) 土壌不明瞭：既設管 40～85年 新設管 85年(腐食対策有)																	
石綿セメント管	40年	優先して更新。新設不可。																	
<p>投資計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県が示したアセットマネジメント基準に基づいて更新する場合、過剰な投資、急激な料金値上げ等が懸念されるため、企業局が一括してAI管路評価を実施し、当該評価で得られる危険度に加え、各地区の将来推計人口や、災害拠点、病院等重要施設への給水状況などを踏まえ、市町村において管路更新の優先順位を決定。 統合団体間で統一された施設の更新基準やAI管路評価の結果を踏まえた管路更新の優先順位に基づいたアセットマネジメント計画を策定の上、当該計画に基づく整備(更新)を見据えた投資見通しを試算した計画 AI管路評価に基づく危険度や、有収率(送水ロスを表した指標)、管路更新率(1年間に更新した管路の割合を表した指標)等の経営指標に関する目標を設定し、老朽管等の計画的な更新を進める。 <table border="1" data-bbox="475 1120 1401 1299"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">目標設定の例(案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険度</td> <td colspan="2">危険度60点以上の管路をゼロ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管路更新率</td> <td>石綿セメント管</td> <td>速やかに更新</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管</td> <td>1.25%</td> </tr> <tr> <td>有収率</td> <td colspan="2">類似団体全国平均まで引き上げ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	目標設定の例(案)		危険度	危険度60点以上の管路をゼロ		管路更新率	石綿セメント管	速やかに更新	ダクタイル鋳鉄管	1.25%	有収率	類似団体全国平均まで引き上げ					
区分	目標設定の例(案)																		
危険度	危険度60点以上の管路をゼロ																		
管路更新率	石綿セメント管	速やかに更新																	
	ダクタイル鋳鉄管	1.25%																	
有収率	類似団体全国平均まで引き上げ																		
<p>財政計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 投資計画に基づく財源の見通しを試算した計画 料金回収率(送水コストを料金でどの程度回収できているかを表した指標)や企業債残高対給水収益比率(給水収益に対する企業債残高(借入)の割合を表す指標)、累積欠損金比率等の経営指標に関する目標を設定し、市町村ごとの事業環境等を十分に考慮した上、これらの指標の適正化を図る。 <table border="1" data-bbox="475 1478 1401 1624"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金回収率</td> <td>100%以上</td> </tr> <tr> <td>企業債残高対給水収益比率</td> <td>全国平均の500%まで引き下げ</td> </tr> <tr> <td>累積欠損金比率</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	目標	料金回収率	100%以上	企業債残高対給水収益比率	全国平均の500%まで引き下げ	累積欠損金比率	0%										
区分	目標																		
料金回収率	100%以上																		
企業債残高対給水収益比率	全国平均の500%まで引き下げ																		
累積欠損金比率	0%																		
<p>策定スケジュール</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後、AI管路評価の結果及び当局が示す策定方針に基づき、市町村で投資・財政計画等を策定し、法定協議会等で審議、承認 <table border="1" data-bbox="475 1713 1401 2128"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R7.4</td> <td>アセットマネジメント策定方針の作成、市町村に提示 ※管路や施設等の更新基準を統一。</td> </tr> <tr> <td>R7.9</td> <td>投資計画、財政計画の作成の考え方を市町村に提示 ※21市町村の管路状況を調査。</td> </tr> <tr> <td>R7.12</td> <td>AI管路評価の実施に係る考え方を市町村に提示</td> </tr> <tr> <td>R8.4～7</td> <td>AI管路評価の実施</td> </tr> <tr> <td>R8.7～9</td> <td>AI管路評価の結果を踏まえて、市町村において管路更新箇所の精査及び更新優先順位を決定</td> </tr> <tr> <td>R8.10～R9.1</td> <td>企業局において策定方針を作成・提示 市町村において投資・財政計画(案)を作成</td> </tr> <tr> <td>R9.2～3</td> <td>法定協議会での審議・承認、議会への報告</td> </tr> </tbody> </table>	時期	内容	R7.4	アセットマネジメント策定方針の作成、市町村に提示 ※管路や施設等の更新基準を統一。	R7.9	投資計画、財政計画の作成の考え方を市町村に提示 ※21市町村の管路状況を調査。	R7.12	AI管路評価の実施に係る考え方を市町村に提示	R8.4～7	AI管路評価の実施	R8.7～9	AI管路評価の結果を踏まえて、市町村において管路更新箇所の精査及び更新優先順位を決定	R8.10～R9.1	企業局において策定方針を作成・提示 市町村において投資・財政計画(案)を作成	R9.2～3	法定協議会での審議・承認、議会への報告		
時期	内容																		
R7.4	アセットマネジメント策定方針の作成、市町村に提示 ※管路や施設等の更新基準を統一。																		
R7.9	投資計画、財政計画の作成の考え方を市町村に提示 ※21市町村の管路状況を調査。																		
R7.12	AI管路評価の実施に係る考え方を市町村に提示																		
R8.4～7	AI管路評価の実施																		
R8.7～9	AI管路評価の結果を踏まえて、市町村において管路更新箇所の精査及び更新優先順位を決定																		
R8.10～R9.1	企業局において策定方針を作成・提示 市町村において投資・財政計画(案)を作成																		
R9.2～3	法定協議会での審議・承認、議会への報告																		

(5) 事業統合を見据えた基本的な考え方

基本的な考え方

30年後の事業統合（県・市町村の料金体系を一元化）を見据えて、**県が策定する経営方針に基づき、必要に応じた料金改定等**をしながら、**各水道事業体の経営水準の向上・平準化及び経営基盤の強化を図る。**

今後の
20年間

- I 管路や施設等に係る更新基準を統一した**アセットマネジメント計画を策定**
- II アセットマネジメント計画に基づく20年間の**投資計画を策定**
- III 投資計画に基づく20年間の**財政計画を策定**
※毎年、PDCAを回し、市町村財政部局と繰出し等について予算調整を実施。
※策定した計画に課題が生じた場合は、速やかに、随時見直し

併せて、市町村水道事業における受水費の抑制、水道料金見直しにより、経営基盤の強化を図る。

- ◆**県企業局において受水費の抑制を図り、経営統合により経営基盤を強化する。**
- ◆**3年ごとに行う県企業局の料金見直しも踏まえ、経営水準の引き上げのために最低限必要な料金見直しを3年ごとに行い、将来の事業統合に向けた経営水準の向上及び平準化を推進する。**

20年間で各水道事業体で経営水準の向上・平準化及び経営基盤の強化を目指す

（必要に応じ料金改定等を行い、水道事業体ごとに全国平均レベルを目指す）
 地理的条件等により経営基盤が相対的に脆弱な団体については、
 実態を踏まえて、最大限の経営改善を図っていく。

（例）有収率：80%、料金回収率：100%以上 など

次の
10年間

事業統合（各市町村の水道料金の統一）のために、新たに10年間の計画を策定・執行

事業統合（経営統合後30年後を目標）

(6) 経営統合に係る枠組み（令和6年度までに提示している内容）

経営統合に係る組織、経営、運営等の基本的な枠組みについて、以下のとおり提示。

項目	検討内容
事業形態	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の水道事業を県企業局の末端給水事業に位置付け ・会計上は、末端給水事業に市町村ごとのミシン目を入れて区分経理
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の間、現在の市町村水道担当課を県企業局の水道事務所として出先機関に位置付け（今後、将来に向けた組織の集約化を検討）
人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、市町村からは職員派遣、企業団は身分移管 ・地元意見集約のため市町村の首長を委員とした会議体を設置 等
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場等の運転管理等を順次集約 ・末端給水事業に係る工事・入札については、市町村の従来ルールで発注。組織の集約に合わせて入札・契約制度等の制度を統一
資産	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の用に供している資産、負債はすべて県企業局が継承
投資・財政計画	<ul style="list-style-type: none"> ・経営基盤の強化に向け、経営統合前までに投資・財政計画を作成 ・作成した投資・財政計画に基づき、将来の事業統合に向けた経営内容の改善と経営基盤の強化を着実に進める。
下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道料金徴収業務は、県企業局が市町村から受託
システム	<ul style="list-style-type: none"> ・経営統合を見据えた財務会計システムの統合を優先的に実施 等

令和 8 年 2 月 26 日 開 会

④

令和 8 年第 1 回茨城県議会定例会議案

(第 2 綴)

茨 城 県

令和8年第1回茨城県議会定例会議案（第2綴）目次

	頁
第43号議案	令和7年度茨城県一般会計補正予算（第9号）…………… 1
第44号議案	令和7年度茨城県競輪事業特別会計補正予算（第1号）…………… 24
第45号議案	令和7年度茨城県公債管理特別会計補正予算（第1号）…………… 26
第46号議案	令和7年度茨城県市町村振興資金特別会計補正予算（第1号）…………… 28
第47号議案	令和7年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計補正予算（第2号）…………… 30
第48号議案	令和7年度茨城県立医療大学付属病院特別会計補正予算（第1号）…………… 32
第49号議案	令和7年度茨城県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）…………… 35
第50号議案	令和7年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）…………… 37
第51号議案	令和7年度茨城県中小企業事業資金特別会計補正予算（第1号）…………… 39
第52号議案	令和7年度茨城県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）…………… 41
第53号議案	令和7年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）…………… 43
第54号議案	令和7年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）…………… 45
第55号議案	令和7年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第3号）…………… 47
第56号議案	令和7年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）…………… 50
第57号議案	令和7年度茨城県病院事業会計補正予算（第3号）…………… 53
第58号議案	令和7年度茨城県水道事業会計補正予算（第2号）…………… 55
第59号議案	令和7年度茨城県工業用水道事業会計補正予算（第2号）…………… 57
第60号議案	令和7年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第2号）…………… 59
第61号議案	令和7年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第4号）…………… 61
第62号議案	令和7年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第4号）…………… 63
第63号議案	茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例…………… 65
第64号議案	県が行う建設事業に対する市の負担額について…………… 66
第65号議案	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について…………… 67
第66号議案	県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について（防災情報衛星通信設備更新事業）…………… 69
第67号議案	県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について（河川、港湾及び下水道事業）…………… 71
第68号議案	霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について…………… 73
第69号議案	工事請負契約の締結について（県庁舎行政棟外部改修工事）…………… 74
第70号議案	工事請負契約の締結について（那珂川大橋橋梁下部工事）…………… 75
第71号議案	訴えの提起について（ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等に係る検査無料化事業支援金）…………… 76
第72号議案	訴えの提起について（中小企業事業継続応援貸付金）…………… 77
第73号議案	訴えの提起について（農業改良資金貸付金）…………… 78
第74号議案	権利の放棄について（母子・父子・寡婦福祉資金貸付金）…………… 79
第75号議案	権利の放棄について（産業廃棄物処理に係る代執行費用賠償金）…………… 80
第76号議案	権利の放棄について（中小企業事業継続応援貸付金）…………… 81
第77号議案	権利の放棄について（中小企業設備近代化資金貸付金）…………… 83
第78号議案	権利の放棄について（県営住宅の使用料）…………… 84

予 算

第58号議案

令和7年度 茨城県水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度茨城県水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度茨城県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第2号中「145,509,630㎡」を「146,034,097㎡」に、同条第3号中「398,657㎡」を「400,093㎡」に、同条第4号中「14,468,335千円」を「19,164,042千円」に、「558,341千円」を「1,005,290千円」に、「3,740,407千円」を「4,415,647千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第1款 事業収益	19,955,219千円		1,038,904千円	20,994,123千円
第1項 営業収益	17,511,874千円		80,782千円	17,592,656千円
第2項 営業外収益	2,432,117千円		735,133千円	3,167,250千円
第3項 特別利益	11,228千円		222,989千円	234,217千円
		支	出	
第1款 事業費用	19,696,246千円		294,379千円	19,990,625千円
第1項 営業費用	18,618,775千円		369,572千円	18,988,347千円
第2項 営業外費用	1,053,843千円		△ 75,193千円	978,650千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「8,331,860千円」を「11,839,633千円」に、「7,643,222千円」を「10,605,969千円」に、「688,638千円」を「1,233,664千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第1款 資本的収入	13,102,966千円		2,159,444千円	15,262,410千円
第1項 国庫補助金	2,943,181千円		1,768,542千円	4,711,723千円
第2項 企業債	5,445,000千円		△ 813,500千円	4,631,500千円
第3項 出資金	4,168,000千円		1,237,000千円	5,405,000千円
第4項 負担金	362,110千円		△ 246,396千円	115,714千円
第6項 長期借入金	76,683千円		798千円	77,481千円
第7項 関連事業収入	-千円		213,000千円	213,000千円
		支	出	
第1款 資本的支出	21,434,826千円		5,667,217千円	27,102,043千円
第1項 建設改良費	18,767,083千円		5,817,896千円	24,584,979千円
第2項 資産購入費	79,396千円		△ 5,209千円	74,187千円
第4項 補助金返還金	145,470千円		△ 145,470千円	-千円

（企業債の補正）

第5条 予算第6条中限度額「5,445,000千円」を「4,631,500千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「1,114,768千円」を「1,220,659千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「225,550千円」を「331,452千円」に改める。

令和8年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第59号議案

令和7年度 茨城県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度茨城県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度茨城県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「251事業所」を「248事業所」に、第2号中「330,727,710㎡」を「331,066,360㎡」に、同条第3号中「906,103㎡」を「907,031㎡」に、同条第4号中「785,524千円」を「437,445千円」に、「2,352,851千円」を「2,068,721千円」に、「1,774,072千円」を「1,468,324千円」に、「2,359,687千円」を「2,861,928千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第1款 事業 収 益	13,283,829千円		241,786千円	13,525,615千円
第1項 営 業 収 益	12,032,734千円		62,034千円	12,094,768千円
第2項 営 業 外 収 益	1,251,095千円		144,109千円	1,395,204千円
第3項 特 別 利 益	-千円		35,643千円	35,643千円
	支	出		
第1款 事 業 費 用	12,448,200千円	△	138,571千円	12,309,629千円
第1項 営 業 費 用	11,812,144千円	△	87,431千円	11,724,713千円
第2項 営 業 外 費 用	625,556千円	△	51,140千円	574,416千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「3,990,161千円」を「2,655,744千円」に、「3,333,327千円」を「1,836,502千円」に、「219,652千円」を「319,519千円」に、「437,182千円」を「499,723千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第1款 資 本 的 収 入	4,600,344千円		812,865千円	5,413,209千円
第1項 国 庫 補 助 金	341,600千円		907,290千円	1,248,890千円
第3項 負 担 金	415,444千円	△	94,425千円	321,019千円
	支	出		
第1款 資 本 的 支 出	8,590,505千円	△	521,552千円	8,068,953千円
第1項 建 設 改 良 費	7,272,134千円	△	435,716千円	6,836,418千円
第2項 資 産 購 入 費	2,399千円	△	70千円	2,329千円
第4項 補 助 金 返 還 金	112,621千円	△	91,472千円	21,149千円
第5項 基 金 積 立 金	4,572千円		5,706千円	10,278千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条第1号中「719,974千円」を「786,047千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第10条中「50,421千円」を「154,557千円」に改める。

令和8年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第60号議案

令和7年度 茨城県地域振興事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度茨城県地域振興事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度茨城県地域振興事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「70,000㎡」を「29,000㎡」に、「1,688,395千円」を「1,667,271千円」に、「226,000㎡」を「-㎡」に、「2,979,334千円」を「2,516,900千円」に改め、次に次のように加える。

阿見東部土地造成事業

土地分譲 18,000㎡

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第1款 土地造成事業収益	9,250,137千円		△ 7,882,979千円	1,367,158千円
第1項 営業収益	9,240,549千円		△ 7,985,527千円	1,255,022千円
第2項 営業外収益	9,588千円		102,548千円	112,136千円
		支	出	
第1款 土地造成事業費用	9,621,799千円		△ 7,615,545千円	2,006,254千円
第1項 営業費用	8,738,210千円		△ 7,665,805千円	1,072,405千円
第2項 営業外費用	881,189千円		50,260千円	931,449千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かつこ書中「6,639,078千円」を「207,866千円」に、「3,200,449千円」を「207,866千円」に、「3,438,629千円」を「-千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第1款 土地造成事業資本的収入	4,202,551千円		△ 13,246千円	4,189,305千円
第1項 企業債	4,179,300千円		△ 203,400千円	3,975,900千円
第2項 受託工事収入	19,674千円		188,597千円	208,271千円
第3項 関連事業収入	3,577千円		1,557千円	5,134千円
		支	出	
第1款 土地造成事業資本的支出	10,841,629千円		△ 6,444,458千円	4,397,171千円
第1項 土地造成費	4,667,729千円		△ 483,558千円	4,184,171千円
第2項 償還金	6,173,900千円		△ 5,960,900千円	213,000千円

（企業債の補正）

第5条 予算第5条中限度額「4,179,300千円」を「3,975,900千円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第6条 予算第8条第1号中「42,919千円」を「48,242千円」に改める。

令和8年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

令和 8 年第 1 回定例会
土木企業立地推進委員会資料
(令和 8 年度関係)

1. 令和 8 年度企業局事業執行方針 … 2
2. 令和 8 年度企業局組織改正の概要について … 5

令和 8 年 3 月 1 3 日

企 業 局

令和8年度 企業局事業執行方針

1. 経営の基本

- (1) 安全で安心な水を安定的・継続的に供給すること
- (2) 時代のニーズに即した事業を実施すること
- (3) 公営企業として常に健全経営をめざすこと

2. 事業執行方針

○人口減少により水需要が減少し、経営環境が厳しさを増す中、県民のライフラインである水を安定的・継続的に供給するとともに、企業立地等による地域振興を図るため、『企業局経営戦略』を踏まえ6つの方針を定め、事業を推進する。

- (1) 「茨城県水道ビジョン」に基づく広域連携の推進
- (2) DX推進計画によるデジタル技術の活用と新技術の導入
- (3) 水道用水供給事業の経営基盤の強化
- (4) 安定的に工業用水を供給できる事業環境の整備
- (5) 大規模災害に備えた危機管理対策の強化
- (6) 新たな工業団地の整備等による地域振興

【令和8年度当初予算案（支出の部）】

水道用水供給事業	42,667,892 千円 [R7 : 41,095,175 千円 (+ 1,572,717 千円)]
工業用水道事業	28,118,918 千円 [R7 : 21,016,090 千円 (+ 7,102,828 千円)]
地域振興事業	46,675,628 千円 [R7 : 20,462,040 千円 (+26,213,588 千円)]
合計	117,462,438 千円 [R7 : 82,573,305 千円 (+34,889,133 千円)]

3. 主要事業

(1) 「茨城県水道ビジョン」に基づく広域連携の推進

水道事業の経営の一体化の推進

- 水道事業の一体化に係る調整・体制整備及び法定協議会等の運営 119,130 千円 [R7 : 76,450 円]
- 新規**・AIを活用した管路評価及び投資・財政計画の作成 110,000 千円 [R7 : ー円]
- 新規**・経営統合を見据えた経営の基本的な方針、将来ビジョンの作成 27,000 千円 [R7 : ー円]
- 新規**・末端給水事業を運営するための創設認可申請、財務会計システム構築及びネットワーク整備 378,135 千円 [R7 : ー円]

【法定協議会における検討項目】

- 企画関連事務（組織構成・事務分担、身分移管等、危機管理体制、減免制度、営業窓口等）の検討・調整
- 総務関連事務（資産継承、予算・決算、経理、会計システム、各種例規、情報セキュリティ等）の検討・調整
- 業務関連事務（投資・財政計画、水道料金体系等）の検討・調整
- 施設関連事務（給水装置、工事指定業者、建設・工務、運転監視、浄水場等施設、水質管理等）の検討・調整

(2) DX推進計画によるデジタル技術の活用と新技術の導入

①水道事業の広域化を見据えた施設管理の効率化及び水道インフラの長寿命化に向けたデジタル化の積極的な推進

- ・ドローンを活用した水道施設点検の推進 (R7年度～) 27,975千円 [R7: 195千円]
- ・浄水場におけるAIを活用した自動運転及び集中監視の推進 (R5年度～) 2,970千円 [R7: 17,932千円]
- ・工業用水スマートメーターの広域的な導入 (R6年度～R8年度) 42,592千円 [R7: 43,945千円]
- ・施設更新周期の最適化に向けたAIによるポンプ等の機器状態診断の活用 (R3年度～)
- ・中央監視設備遠隔監視システムを活用した危機管理体制の強化 (R4年度～) 264千円 [R7: 264千円]

②霞ヶ浦浄水場への新たな浄水処理施設の整備

- ・高速砂ろ過池の整備 (R5年度～R8年度) 3,102,315千円 [R7: 3,181,512千円]

(3) 水道用水供給事業の経営基盤の強化

①県南西広域水道用水供給事業の統合による施設等の整備

- ・管路及び増圧ポンプ場の整備等 (R3年度～) 1,989,270千円 [R7: 3,811,567千円]

②水道への加入促進による県水の利用促進

- ・水道加入促進策を実施する市町村等に対する使用料金の一部減額

③安定的・効率的な浄水場の運転管理体制の確立

- ・公益財団法人茨城県開発公社への運転管理業務委託 1,306,958千円 [R7: 1,262,237千円]

④水道普及啓発活動及び広報の充実

- ・教育現場や各種イベント等を通じた水道普及啓発活動の実施 14,180千円 [R7: 13,731千円]
- ・企業局ホームページ等による情報発信 3,258千円 [R7: 2,124千円]

(4) 安定的に工業用水を供給できる事業環境の整備

①安定的・効率的な浄水場の運転管理体制の確立

- ・公益財団法人茨城県開発公社への運転管理業務委託 [再掲] 636,080千円 [R7: 618,735千円]
- ・那珂川浄水場の運転管理業務・保全業務の一体的な民間委託 (R6年度～R10年度) 197,459千円 [R7: 197,459千円]

②新規受水企業を対象とした優遇制度の推進

- ・新規立地企業に対する工業用水道料金の優遇
- ・県南西広域工業用水道事業における管路整備費の一部免除

(5) 大規模災害に備えた危機管理対策の強化

①管路の耐震化の推進

- ・管路更新計画 (H24年度～R9年度) に基づく耐震化及び老朽化対策の推進 4,633,783千円 [R7: 5,168,198千円]

②老朽化施設の計画的な設備更新

- ・水海道浄水場 (R7年度～)、新治浄水場 (工水: R7年度～)、水戸浄水場 (R7年度～)、
潤沼川浄水場 (R8年度～)、那珂川浄水場 (R8年度～) 1,540,191千円 [R7: 980,936千円]

③停電対策の強化

- ・板戸井・小山取水場（R7年度～R9年度）、木原取水場（R7年度～R9年度）への自家発電設備導入
105,526千円 [R7： 516,420千円]
- ・協定に基づく民間事業者による災害時における発電機等の供給支援

④災害対策訓練の充実

- ・水道事務所等における情報伝達及び漏水等対応訓練の実施
- ・自然災害や原子力災害等の大規模災害に備えた他部局との合同での災害対策訓練の実施

⑤大規模災害時における広域連携の強化

- ・大規模災害を想定した東京都との連携による他事業者からの救援隊の受入れと活動支援の訓練
④+⑤ 22,715千円 [R7： 18,541千円]

（6）新たな工業団地の整備等による地域振興

①圏央道沿線地域における工業団地の整備等

- ・坂東山地区土地造成事業（フロンティアパーク坂東）の造成工事及び分譲等
3,551,954千円 [R7：1,688,151千円]

- 新規**・新たな産業用地造成事業（阿見実穀地区）における設計、用地取得及び造成工事等
17,306,512千円 [R7： ー円]

②ひたちなか地区における工業団地の整備等

- ・ひたちなか地区土地造成事業（第1期・第2期拡張地区）の造成工事及び分譲等
1,267,100千円 [R7：2,979,100千円]

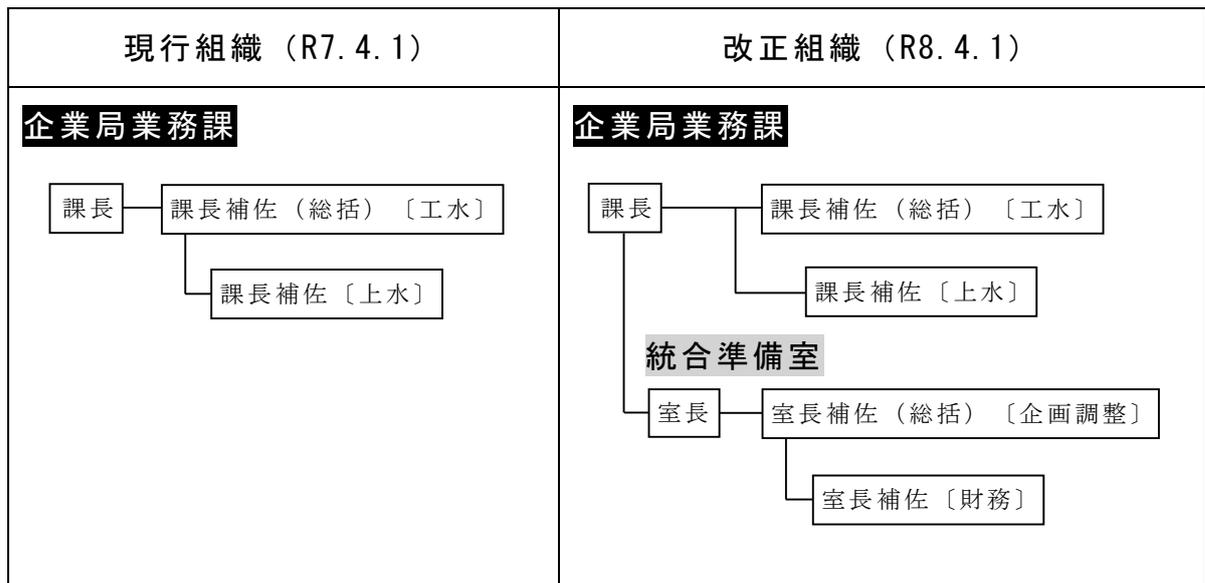
③市町村等と連携した工業団地の立地企業に対するフォローアップ

- ・個別訪問による立地企業のニーズの把握

項目 令和8年度企業局組織改正の概要について

○市町村等水道事業との経営統合に向けた体制の強化

市町村等水道事業の県企業局への経営統合に向けて、経営基盤強化のための投資・財政計画の策定や統合後の組織体制等の検討・調整を行うため、企業局業務課に「統合準備室」を設置。



令和8年2月26日開会

①

令和8年第1回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和8年第1回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第1号議案 令和8年度茨城県一般会計予算	1
第2号議案 令和8年度茨城県競輪事業特別会計予算	17
第3号議案 令和8年度茨城県公債管理特別会計予算	19
第4号議案 令和8年度茨城県市町村振興資金特別会計予算	21
第5号議案 令和8年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算	23
第6号議案 令和8年度茨城県立医療大学付属病院特別会計予算	25
第7号議案 令和8年度茨城県国民健康保険特別会計予算	27
第8号議案 令和8年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算	29
第9号議案 令和8年度茨城県中小企業事業資金特別会計予算	31
第10号議案 令和8年度茨城県農業改良資金特別会計予算	33
第11号議案 令和8年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算	35
第12号議案 令和8年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算	37
第13号議案 令和8年度茨城県港湾事業特別会計予算	39
第14号議案 令和8年度茨城県都市計画事業土地地区画整理事業特別会計予算	41
第15号議案 令和8年度茨城県病院事業会計予算	43
第16号議案 令和8年度茨城県水道事業会計予算	47
第17号議案 令和8年度茨城県工業用水道事業会計予算	50
第18号議案 令和8年度茨城県地域振興事業会計予算	52
第19号議案 令和8年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算	55
第20号議案 令和8年度茨城県流域下水道事業会計予算	57
第21号議案 茨城県税外収入金の延滞金徴収条例及び茨城県行政手続条例の一部を改正する条例	59
第22号議案 茨城県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例	61
第23号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	62
第24号議案 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	71
第25号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	72
第26号議案 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	74
第27号議案 茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	75
第28号議案 茨城県国民健康保険条例の一部を改正する条例	76
第29号議案 茨城県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	77
第30号議案 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	78
第31号議案 児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	79
第32号議案 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	80
第33号議案 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	82

第34号議案	児童福祉法に基づき一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	83
第35号議案	茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	84
第36号議案	茨城県立笠間陶芸大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	85
第37号議案	茨城県建築基準条例の一部を改正する条例	86
第38号議案	茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の一部を改正する条例	87
第39号議案	茨城県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	88
第40号議案	包括外部監査契約の締結について	89
第41号議案	男女共同参画の推進に関する基本的な計画について	90
第42号議案	霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について	106

予 算

第16号議案

令和8年度 茨城県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度茨城県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	32市町村 2企業団
(2) 年間総給水量	146,484,053m ³
(3) 1日平均給水量	401,326m ³
(4) 建設改良費	
県南西広域水道事業	10,014,191千円
鹿行広域水道事業	469,217千円
県中央広域水道事業	5,057,802千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	20,204,422千円
第1項 営業収益	17,676,740千円
第2項 営業外収益	2,268,716千円
第3項 特別利益	258,966千円
支 出	
第1款 事業費用	21,117,094千円
第1項 営業費用	19,602,536千円
第2項 営業外費用	866,642千円
第3項 特別損失	635,916千円
第4項 予備費	12,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,601,168千円は、過年度分損益勘定留保資金12,873,450千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額727,718千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	7,949,630千円
第1項 国庫補助金	3,124,657千円
第2項 企業債	1,657,100千円
第3項 出資金	2,290,000千円
第4項 負担金	70,000千円
第5項 他会計補助金	105,063千円
第6項 長期借入金	96,610千円

第7項 関連事業収入	606,200千円
支 出	
第1款 資本的支出	21,550,798千円
第1項 建設改良費	15,541,210千円
第2項 資産購入費	2,448,282千円
第3項 償 還 金	3,202,809千円
第4項 補助金返還金	358,497千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県南西広域水道建設事業工事請負契約	令和9年度	2,888,579 ^{千円}
県南西広域水道建設事業工事請負契約	自 令和9年度 至 令和10年度	676,170
県南西広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和9年度	92,268
鹿行広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和9年度	32,780
県中央広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和9年度	7,370
水道事業認可申請書作成業務委託契約	令和9年度	267,366
企業局財務会計システム構築業務委託契約	令和9年度	86,170

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水 道 事 業	1,657,100 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をそ

の経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 1,172,262千円

(2) 交際費 149千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成及び建設補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、220,534千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、436,000千円と定める。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第17号議案

令和8年度 茨城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度茨城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所 数	248事業所
(2) 年 間 総 給 水 量	330,271,710㎡
(3) 1 日 平 均 給 水 量	904,854㎡
(4) 建 設 改 良 費	
那珂川工業用水道事業	433,406千円
鹿島工業用水道事業	2,893,138千円
県南西広域工業用水道事業	3,079,922千円
県央広域工業用水道事業	3,066,014千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	13,598,377千円
第1項 営業収益	12,054,551千円
第2項 営業外収益	1,543,826千円
支 出	
第1款 事業費用	12,657,328千円
第1項 営業費用	12,122,061千円
第2項 営業外費用	524,767千円
第3項 特別損失	500千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,311,925千円は、過年度分損益勘定留保資金7,202,500千円、当年度分消費税等資本的収支調整額530,842千円及び建設改良積立金578,583千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	7,149,665千円
第1項 国庫補助金	188,400千円
第2項 企業債	4,392,900千円
第3項 負担金	2,568,365千円
支 出	
第1款 資本的支出	15,461,590千円
第1項 建設改良費	9,472,480千円

第2項 資産購入費	4,805,579千円
第3項 償還金	1,033,645千円
第4項 補助金返還金	129,362千円
第5項 基金積立金	20,524千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
那珂川工業用水道建設事業工事請負契約	自 令和9年度 至 令和10年度	1,090,000 ^{千円}
県南西広域工業用水道建設事業工事請負契約	令 和 9 年 度	1,347,682
県央広域工業用水道建設事業工事請負契約	自 令和9年度 至 令和10年度	1,900,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工 業 用 水 道 事 業	4,392,900 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年 利 5.0 パ ー セ ン ト 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40 年 以 内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費等 741,842千円
- (2) 交 際 費 97千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、55,792千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、64,000千円と定める。

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第18号議案

令和8年度 茨城県地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度茨城県地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地造成事業

阿見東部土地造成事業

土地分譲 20,000㎡

坂東山地区土地造成事業

土地分譲 203,000㎡

土地造成費 3,551,954千円

ひたちなか地区
土地造成事業

土地分譲 572,000㎡

土地造成費 1,267,100千円

阿見実穀地区
土地造成事業

阿見町実穀・小池・
荒川本郷地区

680,000㎡

土地造成費 17,306,512千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 土地造成事業収益 24,464,974千円

第1項 営業収益 24,343,217千円

第2項 営業外収益 121,757千円

支 出

第1款 土地造成事業費用 23,943,862千円

第1項 営業費用 23,414,043千円

第2項 営業外費用 527,419千円

第3項 特別損失 400千円

第4項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,815,312千円は、過年度分損益勘定留保資金1,815,312千円で補てんする。)

収 入

第1款 土地造成事業資本的収入 20,916,454千円

第1項 企業債	20,717,200千円
第2項 受託工事収入	195,677千円
第3項 関連事業収入	3,577千円
支 出	
第1款 土地造成事業資本的支出	22,731,766千円
第1項 土地造成費	22,125,566千円
第2項 償還金	606,200千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
阿見実穀地区土地造成事業 造成関連業務委託契約	自 令和9年度 至 令和11年度	千円 8,442,992

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域振興事業	千円 20,717,200	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、24,700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 57,306千円

(2) 交際費 4千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	土地	工業団地用地	680,000㎡
(阿見町実穀・小池・荒川本郷)			

令和8年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦